

# 森岡正博「膣内射精暴力論の射程」へのコメント 問題は性的同意では？

江口聡

京都生命倫理研究会

2008年6月29日

1. 沼崎 (1997) が中絶における男性の「責任」が軽視される傾向を指摘。→ 宮地 (1998) は沼崎の基本的主張に賛同した上で、避妊責任の実体化が必要と批判 → 森岡 (2008) が性暴力としての強制的妊娠の特異性を指摘。
2. 妊娠の「失敗率」についての一般の理解は十分か？ Pearl index。ある避妊方法を1年間使用した場合に、避妊に失敗する確率。どの文献も「理想的な perfect 使用」と「一般的な使用 typical use」に分けている。「一般的な使用」はその手段を使っている典型的なカップル、理想的な使用は「一貫して、正しく」使用しているカップル。現在のところ信頼できるのは、男女どちらかの避妊手術と IUD など、そして避妊ピルと言えそう。

よく使われる避妊手段と失敗率<sup>a</sup>

	一般的な使用	理想的な使用
無避妊	85	85
殺精子剤	29	18
周期法等	25	-
性交中断 <sup>b</sup>	27	4
コンドーム	15	2
避妊ピル	8	0.3

<sup>a</sup> <http://www.contraceptivetechnology.com/table.html> より。Bolin and Whelehan (1999)、<http://finedays.org/pill/contraception.html> なども参照。

<sup>b</sup> “withdrawal”。いわゆる「膣外射精」。

## 1 避妊責任

### 1.1 沼崎一郎の「〈孕ませる性〉の自己責任」

1. 望まない妊娠を強制することが「性暴力」であることにはまったく異議なし。性と生殖に関する自由を侵害している点で、強姦そのもの。ほとんどの人も異議ないだろう。では何が問題か？
2. 「性交という相互行為は、本来は、女性と男性とが対等に関わるものだとすれば、女性にも男性にも同等の〈避妊責任〉が問われるべきだ。」

3. ここでの「責任」の意味が問題。責任の (a) 役目に応じた義務、(b) 賠償責任／道徳的非難可能性、のどちらか？
4. (b) 非難可能性としての「避妊責任」はわかりやすい。望まぬ妊娠が起こった場合、(誰かが責められるべきであるならば\*) 双方が責められるべきだろう。
5. 森岡正博 (1997) を批判。「(森岡は) そもそも中絶せざるをえないような状況に陥った責任が男性にあるという認識は弱く、胎児に対する暴力としての中絶の暴力性だけを強調して、女性に対する暴力としての膣内射精の暴力性は無反省だという点で、〈男性学〉としては極めて不十分なものに終わっている。中絶させてしまった (されてしまった) 男のトラウマを問う前に、妊娠させてしまった男の責任を問うべきだ。」(沼崎, 1997, p. 91)
6. 一方、(1) の避妊の役割責任／義務については沼崎の議論はそれほど明白ではない。仮に男女の双方に配慮する義務 (役割責任) があることを認めるとしても、実際に双方が避妊するべきだということにはならないように思われる。おそらく、女性の方が妊娠中絶出産育児などにかかる負担が大きく、また男女の力関係から女性は避妊を要求しにくいので、男性が主体的に避妊を行なうべきだ、という議論。
7. 井上達夫や森岡の議論と同様に、女性の「自己決定権」には懐疑的、あるいは限定が必要と考えている。
  - ・・・「自己決定権という表現は不正確だったのではないだろうか。
  - 〈リプロダクティブ・フリーダム〉とか〈女性の自己決定権〉といった言説も再検討が必要だ。・・・中絶は、膣内射精という〈性暴力〉の行使の結果生じた〈権利侵害〉に対する〈緊急非難〉または〈損害賠償〉と考えるべきなのだ。」(p.92)
  - 孕ませない〈責任〉を放棄した男性による人権侵害すなわち望まない妊娠から女性を救済する方法は、現在のところ、〈一般的〉には〈損害賠償〉としての中絶しかないということではないだろうか。
8. しかし中絶は権利侵害に対する損害賠償にはならないだろう。(宮地も指摘)
9. ピルには微妙な態度。なぜか？
 

夢のピルが発明され、あらゆる女性がピルを服用して妊娠を自己コントロールする世界というのは、むしろ性と生殖における男性支配の完成型と言えそうである。そこでは、万一ピルを飲み忘れ、間違っただけで妊娠してしまった場合には、女性だけが一方的に〈避妊責任〉を問われかねないからである。・・・たとえ夢のピルが発明されたとしても、それは女性にとって避妊手段の有効な選択肢が増えるということの意味するだけであって、女性にとってピル服用の義務が生じるわけではない。女性には、ピルを選ぶ自由とともに、ピルを選ばない自由もある。・・・ピル任せにはできないし、ピル任せにしてはならない。現状では、膣内射精は〈性暴力〉なのであって、男たちは、主体的に〈避妊責任〉を引き受けなければならないのだ。
10. ここで、沼崎が男性の「自己責任」としていることに注意。これは、通常の「自分についての責任」の意味ではなく、男性が主体的に引き受ける義務および賠償責任／非難可能性を指していると解釈するのがよさそう。
 

男性のリプロダクティブ・ライツとして、「義務を果たす権利」というものを主張したい。男性が、カップルとして、あるいは個人として、女性とともに、自分 (たち) の「子どもの数と、出産の間隔、そして時期を自由にかつ責任をもって決定すること」ができるためには、「女性の権利を守る義務」と「子どもの権利を守る義務」が男性に課せられる。(沼崎, 2000, p. 21)
11. 沼崎は自由と責任の関係を強調。男性が生殖に積極的にかわるることによって、男性自身のリプロダク

\*1 この条件は重要。もしかしたら誰も責められるべきではないかもしれない。今回は議論しない。

ティブライツを獲得する、ということ。私には男らしい態度に見える。「避妊は俺にまかせろ！」と言わんばかりにも見える\*2。選択することができるから責任を感じることができる。逆に、責任を感じることが自分の自由を感じることもである。こういう意味での「自己」責任。→主体性を強制することは難しいので、特に社会制度や技術に訴えることはあまり意味がない。

12. 女性の主体性なり決定権を軽視することにはならないか？（おそらく本人にそういうつもりはない。）  
← 宮地は「(沼崎のように) 過度に男性の責任を求めることは女性を脱主体化することにつながりかねない」と軽く指摘。

## 1.2 宮地尚子「孕ませる性と孕む性」

1. 様々な思考実験によって、妊娠に関する男女の義務や責任の問題を考察した優秀な論文。沼崎の立場は男性の主体的倫理観にうたっているだけであり、一般男性の意識を変革するにはどうしたらよいかという問題意識。「強制妊娠罪」はそういった思考実験の一つ。「パーソナル・イズ・ポリティカル」の由緒正しいフェミニスト公式に基づいた処方。

とりあえず男女とも半々の責任がある。そう割り切った上で、それでは半々の責任とはどういうことなのかを考え、決めていく必要があるのではないか。沼崎も「女性にも男性にも同等の避妊責任が問われるべきだ」と書いている。この「同等の避妊責任」の内容をはっきりしておかないと、後で述べる責任の実体化、とくに新たな法的規制なり解釈の変更が困難になる。

半々の責任とは、妊娠という事態を防ぐための負担を半々が負うということと、妊娠という事態が起こってしまった場合の不利益を半々が負うということだと、とりあえず考えることができるだろう。(宮地, 1998)

2. 半々の責任という考え方。たとえば、「負担を半々にするとなれば、たとえば、一回ごと、若しくは一定期間ごとに、避妊責任を交替するといったことが考えられる」しかしこのような形で「半々」にこだわる必要はあるのか？生活全体として負担が半々になればよいのではないのか？なぜ避妊という局面で半々にする必要があるのか？たとえば、炊事洗濯掃除は男性が行ない、避妊は女性が行なう、という形（この例は現状から離れすぎているが）はありえないか？
3. 宮地は女性の妊娠・出産の負担の大きさから「アフターマティブアクション」を求める。  
女性は孕む性である。しかしそれは、所与である。自分の身体はできるだけ自分で守りなさい。これは、自由主義の基本と言えるかもしれない。国家や共同体の介入を最小限にとどめておくことは、確かに重要かもしれない。しかし、それなら「半々の責任」の実現は不可能だ。男女が半々に責任を負う社会にするのであれば、この自由主義的主張は一部修正せざるを得ない。「自然の不平等」をなくするのであれば、「社会的アフターマティブアクション」を求めるしかない。
4. しかし犯罪扱いにする必要があるか？現状でも、女性が男性に妊娠させられたら民事訴訟で損害賠償請求（不法行為）や養育費を要求することは可能だろう。そういう訴訟を起こしやすくすることは意味があるかもしれないが、わざわざ法制度をいじる必要があるか（宮地は本気で考えているわけではないようだ）。安価になった父子判定が役に立つだろう。
5. 「男性性の闇」（女性の妊娠・中絶の負担の大きさの無理解、負担を承知してのセックス、「男らしさ」etc）の指摘は OK。しかしこの問題に気づいているのならば、避妊についてももうすこしつこめた

\*2 沼崎の「男らしさ」は沼崎 (2005, 2006) ではより強く感じられて気になる。

はず。たとえば「男性が排精子抑制剤を飲む」などといった方法では問題は解決しないように思われる。男性の多くが「闇」をかかえこんでいるのであれば<sup>\*3</sup>、たとえ男性がそのような薬を飲んでいるとか、パイプカットしていると申告したところで、それを信頼することはできるか？女性が安心と安全を得ることはできそうにない。教育によって改善できるか？まずは自衛が先決では？たしかに性的な調和は望ましいが、どの程度実現可能だろうか？簡単に性的調和が得られると考えるのはパーリア (Paglia, 1992) の言うシャーリー・テンブル的夢想か？

## 2 森岡の膣内射精暴力論

1. まずタイトルが問題。宮地は「膣内射精」は誤解を招くと正しく指摘しているのにあえて使用する意味は？「避妊しないセックス」ではだめか？
2. 森岡の議論のオリジナルな部分は、(2)「強制膣内射精」と(3)「強制妊娠を導いた膣内射精」の区別、および、暴力としての膣内射精が「事後遡及的に確定される」という二点。

ある男が友人をふざけ半分で殴ったとする。ところが拳は肋骨にヒットして、肋骨が折れてしまった。このときに、殴られた友人は、肋骨が折れるような殴り方で打撃した、男の打撃それ自体が暴力であると主張できるだろう。これと同じように考えれば、女性の意に反した妊娠という結果を引き起こす直接原因となった膣内射精それ自体が性暴力である、と言えることになる。

3. 理解しにくい。肋骨が折れる折れないにかかわらず、それほど強く殴ったことそれ自体が「暴力」に私には思われる。折れる「ほど」殴ったから暴力なのであって、折れた「から」暴力になるわけではない。非常に強く殴ったのにたまたま骨が折れなかったとしたら、それは暴力でなくなるだろうか？もちろん、法的に量刑や賠償額を定める場合にどういう結果が出たのかは重要だろうが。
4. 同様に、望まない結果をもたらす危険をとまなうセックスをしたことが「暴力」であるとみなしてよいように思われる。なぜ(2)と(3)に分ける必要があるのか？刑法などでは未遂か既遂かが重要になるだろうが、道徳的な文脈においてもそうか？あるいは、森岡が考えているのは本当に完全に法的な文脈なのか？しかしもし徹底的に法的な文脈であるならば、「事後遡及」について語ることは馬鹿げているように見えるし、また暴力の「潜在性」などは問題にならないように思える。

「強制妊娠を導いた膣内射精」の場合には、膣内射精を行なった瞬間には、その暴力性は確定しない。その暴力性は、沼崎が言うように「潜在的」なものにとどまるのである。そして、実際に妊娠が判明して、それが女性の意に反していることが明らかになったときに、その原因となった膣内射精の暴力性が〈事後遡及的に〉確定するのである。

5. おそらく、「妊娠が判明して」の部分ではなく、「それが女性の意に反していることが明らかになったときに」の方に力点がある。森岡はセックスの時点ではなく、「事後(数か月後?)」にその経験を女性がどう感じるかがポイントだと考えている。これは非常に問題が多いように思われる。
6. 妊娠ではなく、ふつうのセックスを考えてみる。よい関係を築き、楽しいセックスをしていたカップルの関係が次第にうまくいかなくなることはよくあることだろうし、一部の人びとは憎みあうことさえあるだろう。そのカップルや夫婦(の両方、あるいは一方)が、数年後、「あんな奴とやらなきやよかつた」と思い、その感覚や記憶その他をいまわしく感じ、その記憶を消しざりたいと考えることもあるだろう。その場合、もとの「楽しいセックス」は性暴力になるか？おそらくならない。

<sup>\*3</sup> ありそう。一番奇妙な例の一つは、(プロッツ, 2005)で偽って自分の精子を天才の精子であるとした販売した男。

7. また、デートレイプ犯と被害者がのちに関係を修復し仲のよいカップルになり、「そんなこともあったわねえ、あれも今となってはよい思い出」になれば<sup>\*4</sup>、もとのデートレイプは性暴力でなくなるか？ならない。むしろ、こういう考え方こそ、デートレイプ加害者や、宮地が報告している「妊娠させてしまえばよい」というアドバイスをする人びとが陥っている発想に思われる。
8. もし上が正しければ、妊娠を特別あつかいする理由はなにか？
9. 森岡は同意の上で避妊しないセックスを行なったとしても、後に関係が悪くなったならば、暴力と認定されることがありえると主張するが、私にはこのようななんでも当事者の主観によって判断されるという考え方は、法的な局面だけでなく道徳的な局面でも破壊的であるように思われる。さまざまな「被害」を考える上で被害者の主観的苦痛は非常に重要だが、それと、遡及的な判断は別問題。
10. さらに、森岡の用語法では「(性)暴力」という語の意味があまりにも弱められているように思える。私の理解では、暴力とは「不当な／避けられるべき(物理的)力」であり、もし「暴力」を使ってしまったならば、我々は他人から非難され、また良心の呵責を感じ後悔し、同じことをくりかえさないと十分に配慮しなければならないと思われる。ある行為を暴力と呼ぶことはその行為を(他に特段の理由がなければ)禁止することである。しかし、森岡の妊娠するつもりだったカップルの例では、男性はいったいなにを後悔するべきなのだろうか。私には、彼が後悔するべきなのは、関係を悪化させるようなこと(不倫や逃亡、あるいは隠し事)をしたこと、そういう人間であったことであり、そもそもの楽しいセックスではないだろうに思われる。また過失が暴力と呼ばれることにも不安を感じる(重大な過失が暴力と呼ばれることはあるだろうが)。

### 3 同意の問題

1. 上のように、「関係がだめになったら楽しいセックスも性暴力」「妊娠は潜在的にはすべて性暴力の結果」という森岡の示唆は法外に思えるが、好意的に考えるとおそらく森岡が考えているのは同意の問題の困難さではないか。
2. 森岡が気づいているのは、性欲の暗さ。たしかに(男性的?)性欲には本質的に後ろ暗いところがあるように思われる<sup>\*5</sup>。性欲には他者をモノ化し、享樂し、屈服させようとする薄暗いところがあるように見える。通常、このうす暗さを帳消しにするのは、本人たちの同意であると考えられている(ex. カント)。
3. しかし、(妊娠を伴う可能性があるなしを置いて)性関係を結ぶ同意について、どういう条件がととのうと同意とみなすことができるのかはかなり難しい。妊娠出産がともなえばさらに事情は複雑になる。
4. 通常は、自由で自発的でない同意は真の同意とみなされない。たとえば、「生でやらせないと殴る」(強姦?)が法的にも道徳的にも不正であることは誰でもわかる。しかし、「生じゃなきゃセックスしない／ついでに別れる!」(強迫?)と主張する男性から嫌われるのが恐くてセックスに同意する女性は、同意していると言えるのか?おそらく多くの人には「同意しているとは言えない」と答えそう。
5. しかし、下のようなケースを考えると
  - (a) 「生でやらせたら 50 万円あげる」(強制的提案?)

<sup>\*4</sup> 信じにくいだが、米国ではデートレイプ加害者と(自発的に)結婚する女性が少なくないというデータを見たことがあるが出典を明らかにすることができない。フィクションではジョン・アーヴィングの『ホテル・ニューハンプシャー』。

<sup>\*5</sup> Soble (2002); Morgan (2003) など参照。

- (b) 「結婚するから生でやらせろ」「生でやらせたら結婚する」(本気の場合。提案?)
- (c) 「子ども産むなら結婚するよ」(提案?)
- (d) 「(心にもないけど)結婚するから生でやらせろ」(欺罔)
- (e) 「このひとは私のことが好きで、結婚して子ども作るつもりなのだわ」と思いこんでいる女性(錯誤にもとづく同意)
- (f) 「きつとこのひとは生セックスが大好きで、それに応じなければ不機嫌になるに違いない、この人から好かれつづけたいのでそうするべきだ」と(正しく/誤って)思いこんでいる女性(実は男性はそういう人間である/そうでない)
- (g) 「君のことをとても愛していて、これからもずっと愛しつづけるから生でやらせて」と口説く男。その時は本気だったが、1日たったら気が変わった。
6. また、(a) 明示的発言や (b) 非言語的動作だけが同意を構成するのか? (c) 不同意を明示しないことだけで十分なのか? 「その時にそれを望んでいた」(実際に確認するのは難しいが)と推定することができるか?
7. 「今日の夜セクロスしましょう」「はい」。夜、「気が変わったので今日はセクロスしません」←セクロスしないのが正しいように見える。その時点での同意がポイント。
8. しかし、なにか(日常的・非日常的)事件のあと(あるいは前)で心理的に不安定なときはどうか? アルコール等の薬物が関与しているときはどうか? なんらかの事情(たとえば学園祭やパーティーなど)でハイになっているときはどうか? もし心理的に不安定な時点での同意は同意をみなしにくいということが言えるとすれば、性的に興奮しているときの同意はすべて同意ではないということになりはしないか? 我々が正常な判断力をもっているときとはいつなのか?
9. 自然的感情が我々の意志の支配下でないことを考えあわせれば、長い(永遠の?)愛情などを約束することは馬鹿げているように思われるが、それは多くの人がセックスに同意する条件になっているように見える。
10. そもそもセックスのような強烈な経験は常に参加者の感情や認知、人間関係そのものを揺り動かし変化させるものに思われる。そういう活動に参加することに同意するとはどういうことか? 宮地は「同意といっても十分な情報がない上での同意」などは「真の同意」ではないと正しく指摘している(宮地, 2003, p. 172)が、なにを知られば十分なのだろうか? むしろ性的活動そのものがさまざまな情報を得ることもあるのではないか?
11. ヌスbaum (Nussbaum, 1995) が主張するように、「全体として相手の自律に対する配慮と敬意があるコンテキスト」でならば一時的なモノ化は道徳的に許容可能か?
12. こういったケースを考察すると\*6、性的活動における「自発的な同意」の要件はかなり難しい。こういう問題こそはおそらく哲学者(あるいは法学者)が取り組むべき問題。
13. 宮地からもう一文。「もちろん人はみな、性的欲望をもち、好奇心をもち、ときには危険なものに惹かれ、探検を試みる。けれども、いつでも引き返せるから、探検ができるのである。(同上)」個々の性的な動作については正しい。しかし、われわれはほんとうに引き返せるだろうか? 森岡が指摘しているような妊娠や出産だけでなく、はじめての性体験、二度目の性体験、三度目の～をひきかえすことはできるか?

\*6 Wertheimer (1999, 2003); McGregor (2005); Cowling and Reynolds (2004) がおもしろい。

## 4 その他

1. 森岡のように（時に自虐的な）内観・内省を文章にできる哲学者は貴重なので応援したい。素手で哲学するオリジナリティも貴重。
2. 沼崎から宮地、森岡に到るまでこの問題を扱っている論者がピル服用を奨めることに対して消極的なのはなぜか<sup>\*7</sup>？

荻野を代表に、国内のフェミニスト的意識の論者の多くはピルの使用に消極的。なぜフェミニストたちはピルに消極的だったか？<sup>\*8</sup>男性の身勝手な性の対象となるのを避けるためか。

・・・こうした「やりっぱなしの性」論の文脈から見直してみるならば、女性運動が避妊や中絶の権利を要求するなかで中心的スローガンとなってきた「産む産まないは女（わたし）が決める」という主張も、パラドキシカルな色彩を帯びてくる。このスローガンは、女の身体および生殖への家父長介入や管理に対するそれ自体としては正当な異議申し立てであったが、結果的に男を生殖へのかかわりから排除し（あるいはそうしようとしていると受けとられ）、「生殖＝女だけの問題」意識を強化することで、避妊・中絶の負担の女へのいっそうの遍在を招いた面のあることが否定できないからである。また経口避妊薬ピルにしても、それはたしかに一方では女を「望まない妊娠」を押しつけられる不安から解放することに役立ったが、「やりっぱなしの性」としての男のありかたそのものは不問にふすことで、かえってそれを助長するという効果をもたらしたといえよう。（荻野、1999, p. 210）

3. 最近流行らないように見えるが、ラジフェミのセックスについての洞察は再評価する必要がある<sup>\*9</sup>。たとえばセックスと生殖の切り離しを提唱した Firestone (1970) が、「性の解放」に批判的でもあった<sup>\*10</sup>ことを考察してみる必要がある。セックスは生殖のためだけに行なうべきだというピューリタンのセックス観の教育・強制でさえ、宮地の求めるセクシュアリティのコントロールには有効かもしれない。（私は法制度よりは、リベラルな社会で技術で解決する方がよい結果が出ると考えているが）
4. そもそも性的活動の内部を法制度のような形で社会的にコントロールする必要があるか？ だめな男とはセックスしない、というポリシーをとることを推奨することでうまくいかないのはなぜか？ 性的パターンリズムは有効か？ それは女性の自立と発展を阻害しないか？ 法による威嚇は有効か？ 現状ではなぜ十分でないのか？

<sup>\*7</sup> 沼崎 (2006) では「ピルをのまずにHするな」という立場になっている。立場が変わったと意地悪く読む必要はなく、これはプラクティカルな必要性からだ解釈するべきだろう。

<sup>\*8</sup> 松本 (2005) の研究はよい。資料価値も高い。

<sup>\*9</sup> 社会政策に関する主張はあまり評価したくない。

<sup>\*10</sup> 現代の女性は、彼女たちのおばあさんの時代には、そうなるのが極めて当然のこととされていた〈いじわる女〉になるのを非常に恐れている。おばあさんの時代には、男性もまた、自尊心の強い女は男を待たせるものだし、恥ずかしがらずに正々堂々と男とかけ引きするものだというを当然と思っていた。この方法で、自分の利益を守らない女は尊敬に値しなかった。それは、公然の事実だった。・・・だが、性革命という言葉は、女性には何も良いものをもたらさなかったとしても、男性には大いに役立つことがわかった。彼らは、女性に、彼女たちが普通用いる策略や要求は、卑劣で、不公平で、とりすました、時代遅れで、禁欲的で自分を殺してしまうものと言いつけ、女性が苦しんで獲得してきたわずかな武装さえも解かしてしまった。その結果、男性の言いなりになる女性集団を創り上げ、伝統的な性的搾取に利用できる商品の不足を補うのに性交した。・・・彼女たちは、畏にはまればはまるほど、伝統的な女性の策略は間違っていなかったことに痛烈に気づくが、既に遅すぎる。彼女たちは、〈男は皆オオカミよ〉とか〈男はケダモノよ〉とかいう古い表現と酷似した言葉で、こぼしながら、自分がすでに三十歳になっているのに気づいてショックを受ける。最後には、彼女たちは、昔の妻が正しかったのだということ認めざるをえなくなる。（Firestone, 1970, 邦訳 pp. 177-178）

5. 「できちゃった婚」をどう考えるか？女性は性暴力の被害者？本当にそうだろうか。さまざまな失敗をくりかえしつつ幸福を発見していく「平均的な人びとの生活」をもっと見る必要があるのではないか。Hursthouse (1987, 1990) などの徳倫理学の見方も検討されるべきであるように思われる（母性フェミニに近い立場）。
6. またわれわれの日常的な愚かさ欠陥を見れば、法や道徳による行動の強制はそれほど有効ではないのではないか？「いつも正しくコンドームしましょう」はよいアドバイスだが、そのようなアドバイスはいつもある確率的な失敗を招くのではないか？
7. 生物学的観点は重要。現在「男性学」はそういう学問によってなされている。など。同時に女性のセクシュアリティについても生物学的理解も必要。
8. これらの生物学的決定論でも「本質主義」でも、現状肯定の保守派でもない。むしろ男性の性暴力についての説明と予測（および女性によるその拒否と受容）を可能にし、それによって対策のあり方を提唱する点で重要。70～80年代のラジカルフェミニズムの重要な洞察とも整合的（90年代のポストモダンフェミニズムとは相性悪い）。
9. 宮地 (2003) は PTSD 研究から性暴力に対する法的処罰の強化を求めている、立派な論文。性的被害にあった人びとがなぜこれほどひどい精神的危害を受けるかについては、「貞操モラル」や「男権主義的セクシュアリティ」が中心の問題だととらえるアプローチはうまく扱うことができないと思われる。これについては、まさに Thornhill and Parmer (2000) が進化心理学から説得的な推測を提出している。
10. 性暴力はまだまだ大きな問題ではあるが、それを封じこめる社会的・文化的試みの一部（特に性的自由や性的自己決定を重視する立場）は正しいトラックにあるように思われる。がんばってほしい。

## 参考文献

- Bolin, Anne and Patricia Whelehan (1999) *Perspectives on Human Sexuality*, State University of New York Press.
- Buss, David M. (2003) *The Evolution of Desire: Strategies of Human Mating*, Basic Books, revised edition. (デヴィット・M・バス, 『女と男のだましあい：ヒトの性行動の進化』, 狩野秀之訳, 草思社, 2000。ただし第1版の翻訳。) .
- (2008) *Evolutionary Psychology: The New Science of the Mind*, Peason, 3rd edition.
- Cowling, Mark and Paul Reynolds eds. (2004) *Making Sense of Sexual Consent*, Ashgate Publisher.
- Daly, Martin and Margo Wilson (1988) *Homicide*, Aldine de Gruyter. (マーティン・デイリー, マーゴ・ウィルソン, 『人が人を殺すとき：進化でその謎をとく』, 長谷川眞理子・長谷川寿一訳, 新思索社, 1999) .
- Firestone, Shulamith (1970) *The Dialectic of Sex*, The Women's Press. (シュラミス・ファイアストーン, 『性の弁証法：女性解放革命の場合』, 林弘子訳, 評論社, 1972) .
- Ghiglieri, Michael P. (1999) *The Dark Side of Man: Tracing the Origins of Male Violence*, Basic Books.
- Hrdy, Sarah Blaffer (1999) *Mother Nature: A History of Mothers, Infants, and Natural Selection*, Pantheon Books. (サラ・ブラフラー・ハーディー, 『マザー・ネイチャー』, 塩原通緒訳, 早川書房, 2005) .
- Hursthouse, Rosalind (1987) *Beginning Lives*, Blackwell.
- (1990) "Virtue Theory and Abortion," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 20. Reprinted in LaFollette (2002), Timmons (2007).
- LaFollette, Hugh ed. (2002) *Ethics in Practice: An Anthology*, Blackwell, 2nd edition.

- McGregor, Joan (2005) *Is It Rape?: On Acquaintance Rape and Taking Women's Consent Seriously*, Ashgate.
- Morgan, Seiriol (2003) "Dark Desires," *Ethical Theory and Moral Practice*, pp. 377–410.
- Nussbaum, Martha C. (1995) "Objectification," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 24, No. 4.
- Paglia, Camille (1992) *Sex, Art and American Culture*, Viking. (カミュー・パーリア『セックス、アート、アメリカンカルチャー』, 河出書房新社, 野中邦子訳, 1995) .
- プロッツ, D. (2005) 『ジーニアス・ファクトリー:「ノーベル賞受賞者精子バンク」の奇妙な物語』, 早川書房. 酒井泰介訳.
- Soble, Alan (2002) "Sexual Use and What to Do about it: Internalist and Externalist Sexual Ethics," in Alan Soble ed. *Philosophy of Sex*, Rowman & Littlefield, 4th edition.
- Thornhill, Randy and Craig T. Parmer (2000) *A Natural History of Rape: Biological Bases of Sexual Coercion*, The MIT Press. (ランディ・ソーンヒル, クレイグ・パーマー, 『人はなぜレイプするのか: 進化生物学が解き明かす』, 望月弘子訳, 青灯社, 2006) .
- Timmons, Mark ed. (2007) *Disputed Moral Issues: A Reader*, Oxford University Press.
- Wertheimer, Alan (1999) *Exploitation*, Princeton University Press.
- (2003) *Consent to Sexual Relations*, Cambridge University Press.
- 荻野美穂 (1999) 「男の性と生殖: 男性身体の語り方」, 西川祐子・荻野美穂 (編) 『共同研究・男性論』, 人文書院.
- 北村邦夫 (2002) 『ピル』, 集英社新書.
- 田中雅一 (1999) 「射精する性: 男性のセクシュアリティ言説をめぐって」, 西川祐子・荻野美穂 (編) 『共同研究・男性論』, 人文書院.
- 沼崎一郎 (1997) 「〈孕ませる性〉の自己責任」, 『インパクション』, 第 105 巻.
- (2000) 「男性にとってのリプロダクティブ・ヘルス/ライツ」, 『国立夫人教育会館研究紀要』, 第 4 巻.
- (2005) 『キャンパス・セクシュアル・ハラスメント対応ガイド: あなたにできること, あなたがすべきこと』, 嵯峨野書院, 第改訂増補版.
- (2006) 『「ジェンダー論」の教え方ガイド: 女子大生のための性教育とエンパワーメント』, フェミックス.
- 長谷川寿一・長谷川真理子 (2000) 『進化と人間行動』, 東京大学出版会.
- 松本彩子 (2005) 『ピルはなぜ歓迎されないのか』, 勁草書房.
- 宮地尚子 (1998) 「孕ませる性と孕む性: 避妊責任の実体化の可能性を探る」, 『現代文明学研究』, 第 1 巻.
- (2003) 「性暴力と PTSD」, 『ジュリスト』, 第 1237 号.
- 森岡正博 (1997) 「暴力としての中絶」, 『月刊フォーラム』, 第 6 月号号. 森岡 (2001) に加筆の上収録.
- (2001) 『生命学に何が出来るか: 脳死・フェミニズム・優生思想』, 勁草書房.
- (2008) 「膣内射精暴力論の射程: 男性学から見たセクシュアリティと倫理」, 『倫理学研究』, 第 38 巻.